

令和6年第5回

瑞浪市議会定例会議案

(追加)

令和6年12月4日

目 次

議第 8 0 号	瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 8 1 号	令和 6 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 7 号）……………	1 5
議第 8 2 号	令和 6 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 3 号）……………	1 9
議第 8 3 号	令和 6 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	2 0

議第 80 号

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 12 月 4 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 102.5」を「100 分の 107.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 68.75」を「100 分の 71.25」に、「100 分の 102.5」を「100 分の 107.5」に、「100 分の 58.75」を「100 分の 61.25」に改める。

第 19 条第 2 項第 1 号中「100 分の 102.5」を「100 分の 107.5」に、「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 48.75」を「100 分の 51.25」に、「100 分の 58.75」を「100 分の 61.25」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表一

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
-------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000

31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900

62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		

93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200		
94		299, 400	347, 400				
95		299, 700	347, 800				
96		300, 100	348, 200				
97		300, 300	348, 400				
98		300, 600	348, 800				
99		301, 000	349, 200				
100		301, 400	349, 500				
101		301, 600	349, 800				
102		301, 900	350, 200				
103		302, 200	350, 600				
104		302, 500	351, 000				
105		302, 700	351, 500				
106		303, 000	351, 900				
107		303, 300	352, 300				
108		303, 600	352, 700				
109		303, 800	353, 200				
110		304, 200	353, 600				
111		304, 600	353, 900				
112		304, 900	354, 200				
113		305, 100	354, 700				
114		305, 300					
115		305, 600					
116		306, 000					
117		306, 200					
118		306, 400					
119		306, 700					
120		307, 000					
121		307, 400					
122		307, 600					
123		307, 900					

	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

別表第2（第3条関係）

行政職給料表二

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
	2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
	11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
	12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
	13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
	21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
	22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000

23	195, 800	242, 400	261, 900	290, 300	324, 100
24	197, 400	242, 900	262, 500	290, 700	325, 200
25	199, 000	243, 400	263, 300	291, 100	326, 200
26	200, 500	243, 900	263, 900	291, 500	327, 300
27	202, 000	244, 300	264, 500	291, 900	328, 400
28	203, 500	244, 800	265, 300	292, 300	329, 400
29	205, 000	245, 400	266, 100	292, 700	330, 400
30	206, 500	245, 900	266, 800	293, 100	331, 400
31	208, 000	246, 400	267, 400	293, 500	332, 400
32	209, 500	246, 800	268, 200	293, 900	333, 400
33	211, 000	247, 200	269, 000	294, 300	334, 400
34	212, 400	247, 700	269, 700	294, 800	335, 300
35	213, 800	248, 200	270, 400	295, 300	336, 400
36	215, 200	248, 600	271, 100	295, 800	337, 400
37	216, 600	249, 000	271, 800	296, 300	338, 400
38	217, 700	249, 500	272, 500	296, 800	339, 400
39	218, 800	250, 000	273, 200	297, 300	340, 400
40	219, 900	250, 400	273, 900	297, 800	341, 300
41	220, 900	250, 800	274, 600	298, 300	342, 200
42	221, 800	251, 300	275, 300	299, 000	343, 100
43	222, 700	251, 800	275, 900	299, 600	344, 000
44	223, 600	252, 200	276, 500	300, 300	344, 900
45	224, 500	252, 600	277, 000	300, 900	345, 800
46	225, 300	253, 000	277, 500	301, 500	346, 800
47	226, 100	253, 400	278, 000	302, 100	347, 800
48	226, 900	253, 800	278, 500	302, 600	348, 700
49	227, 700	254, 200	279, 000	303, 100	349, 600
50	228, 400	254, 600	279, 500	303, 700	350, 500
51	229, 100	255, 000	280, 000	304, 300	351, 400
52	229, 800	255, 400	280, 400	304, 900	352, 200
53	230, 500	255, 800	280, 800	305, 500	353, 000

54	231, 100	256, 200	281, 300	306, 200	353, 800
55	231, 700	256, 600	281, 700	306, 900	354, 600
56	232, 300	257, 000	282, 200	307, 600	355, 300
57	233, 000	257, 300	282, 600	308, 200	356, 000
58	233, 500	257, 700	283, 100	308, 900	356, 800
59	234, 000	258, 100	283, 600	309, 600	357, 600
60	234, 500	258, 400	284, 100	310, 200	358, 200
61	235, 000	258, 700	284, 600	310, 800	358, 900
62	235, 400	259, 100	285, 200	311, 500	359, 500
63	235, 800	259, 500	285, 800	312, 200	360, 200
64	236, 200	259, 800	286, 400	312, 800	360, 900
65	236, 600	260, 100	287, 000	313, 300	361, 500
66	236, 900	260, 400	287, 600	313, 800	362, 000
67	237, 200	260, 700	288, 200	314, 400	362, 500
68	237, 500	260, 900	288, 800	315, 000	363, 000
69	237, 800	261, 100	289, 300	315, 600	363, 400
70	238, 100	261, 400	289, 800	316, 000	
71	238, 400	261, 700	290, 300	316, 500	
72	238, 700	261, 900	290, 800	317, 000	
73	238, 900	262, 100	291, 300	317, 300	
74	239, 200	262, 400	291, 800	317, 800	
75	239, 500	262, 700	292, 200	318, 300	
76	239, 700	262, 900	292, 600	318, 700	
77	239, 900	263, 100	293, 000	318, 900	
78	240, 200	263, 400	293, 400	319, 200	
79	240, 500	263, 700	293, 800	319, 400	
80	240, 700	263, 900	294, 200	319, 700	
81	240, 900	264, 100	294, 600	320, 000	
82	241, 200	264, 400	295, 000	320, 300	
83	241, 500	264, 700	295, 400	320, 600	
84	241, 700	264, 900	295, 900	320, 800	

85	241, 900	265, 100	296, 200	321, 000	
86	242, 200	265, 300	296, 700	321, 300	
87	242, 500	265, 600	297, 200	321, 600	
88	242, 700	265, 900	297, 700	321, 800	
89	242, 900	266, 100	298, 000	322, 000	
90	243, 200	266, 300	298, 500	322, 300	
91	243, 500	266, 600	299, 000	322, 600	
92	243, 700	266, 800	299, 300	322, 900	
93	243, 900	267, 100	299, 700	323, 100	
94	244, 200	267, 400	300, 200	323, 400	
95	244, 500	267, 700	300, 700	323, 700	
96	244, 700	267, 900	301, 200	323, 900	
97	244, 900	268, 100	301, 500	324, 100	
98	245, 200	268, 400	301, 900	324, 400	
99	245, 400	268, 600	302, 400	324, 700	
100	245, 700	268, 900	302, 900	324, 900	
101	245, 900	269, 100	303, 300	325, 100	
102	246, 100	269, 300	303, 700		
103	246, 400	269, 600	304, 000		
104	246, 700	269, 900	304, 300		
105	246, 900	270, 100	304, 600		
106	247, 200	270, 300	305, 000		
107	247, 500	270, 600	305, 300		
108	247, 700	270, 800	305, 700		
109	247, 900	271, 100	306, 000		
110	248, 200	271, 400	306, 400		
111	248, 500	271, 700	306, 800		
112	248, 700	271, 900	307, 100		
113	248, 900	272, 100	307, 300		
114	249, 200	272, 400	307, 600		
115	249, 500	272, 600	307, 900		

	116	249,700	272,800	308,100		
	117	249,900	273,100	308,300		
	118	250,200	273,400	308,600		
	119	250,500	273,700	308,900		
	120	250,700	273,900	309,100		
	121	250,900	274,100	309,300		
	122		274,300	309,600		
	123		274,600	309,900		
	124		274,900	310,100		
	125		275,100	310,300		
	126		275,300	310,600		
	127		275,600	310,900		
	128		275,900	311,100		
	129		276,100	311,300		
	130		276,300	311,600		
	131		276,600	311,900		
	132		276,900	312,100		
	133		277,100	312,300		
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
		月額	月額	月額	月額	月額
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

(瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

(瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改

正)

第3条 瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の225」を「100分の235」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000

別表第2（第8条関係）

一般任期付職員給料表

（単位 円）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

（瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

第22条の2第1項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

（瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正）

第5条 瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和55年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

（瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正）

第6条 瑞浪市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

(瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

(瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「100分の68.75」を「100分の70」に改める。

第12条の2第2項中「100分の48.75」を「100分の50」に改める。

第22条第1項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の68.75」を「100分の70」に改める。

第22条の2第1項中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」、「100分の48.5」を「100分の50」に改める。

(瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第9条 瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第9条までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（瑞浪市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与条例第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第2条の規定による改正後の瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第5条の規定による改正後の瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)
- 4 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 5 第2条の規定による改正後の瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第2条の規定による改正後の瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の

内払とみなす。

- 7 第5条の規定による改正後の瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定を適用する場合には、第5条の規定による改正前の瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第5条の規定による改正後の瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（市の規則への委任）

- 8 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

議第 8 1 号

令和 6 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 0, 6 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0, 3 1 0, 3 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年 1 2 月 4 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		3,815,000	30,200	3,845,200
	1 地方交付税	3,815,000	30,200	3,845,200
21 諸収入		985,545	400	985,945
	4 雑入	449,305	400	449,705
歳入合計		20,279,700	30,600	20,310,300

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		175,849	800	176,649
	1 議会費	175,849	800	176,649
2 総務費		2,833,238	34,900	2,868,138
	1 総務管理費	2,460,257	33,100	2,493,357
	3 戸籍住民基本台帳費	107,089	700	107,789
	5 統計調査費	8,021	700	8,721
	6 監査委員費	6,024	400	6,424
3 民生費		6,024,937	△6,600	6,018,337
	1 社会福祉費	3,276,475	1,700	3,278,175
	2 児童福祉費	2,506,206	700	2,506,906
	3 生活保護費	241,756	△9,000	232,756
4 衛生費		2,196,911	5,600	2,202,511
	1 保健衛生費	629,209	900	630,109
	2 清掃費	1,439,912	4,300	1,444,212
	3 環境費	127,790	400	128,190
5 労働費		17,066	200	17,266
	1 労働諸費	17,066	200	17,266
6 農林水産業費		286,934	△11,500	275,434
	1 農業費	224,437	△11,800	212,637
	2 林業費	62,497	300	62,797

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 商 工 費		5 2 6, 9 6 8	3, 6 0 0	5 3 0, 5 6 8
	1 商 工 費	5 2 6, 9 6 8	3, 6 0 0	5 3 0, 5 6 8
8 土 木 費		2, 3 5 1, 5 2 9	△ 3, 0 0 0	2, 3 4 8, 5 2 9
	2 道路橋梁費	8 8 4, 7 2 5	△ 6, 8 0 0	8 7 7, 9 2 5
	3 河 川 費	2 3 3, 6 4 4	6 0 0	2 3 4, 2 4 4
	4 都市計画費	1, 1 0 9, 1 0 4	2, 3 0 0	1, 1 1 1, 4 0 4
	5 住 宅 費	6 5, 5 8 6	9 0 0	6 6, 4 8 6
9 消 防 費		1, 2 2 5, 1 2 8	5, 3 0 0	1, 2 3 0, 4 2 8
	1 消 防 費	1, 2 2 5, 1 2 8	5, 3 0 0	1, 2 3 0, 4 2 8
10 教 育 費		2, 5 5 8, 9 1 3	△ 3, 7 0 0	2, 5 5 5, 2 1 3
	3 中 学 校 費	2 1 0, 9 5 7	2 0 0	2 1 1, 1 5 7
	4 幼 稚 園 費	1 7 2, 8 2 1	5 0 0	1 7 3, 3 2 1
	5 社会教育費	5 7 9, 8 8 0	△ 4, 4 0 0	5 7 5, 4 8 0
13 諸 支 出 金		6 2 5, 7 2 3	5, 0 0 0	6 3 0, 7 2 3
	1 公営企業費	6 2 5, 7 2 3	5, 0 0 0	6 3 0, 7 2 3
歳 出 合 計		2 0, 2 7 9, 7 0 0	3 0, 6 0 0	2 0, 3 1 0, 3 0 0

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
瑞浪市土地開発公社の資金借入に係る債務保証	令和6年度から 令和10年度まで	130,000

議第 8 2 号

令和 6 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度瑞浪市水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 6 年度瑞浪市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 水道事業収益	1, 138, 300 千円	2, 000 千円	1, 140, 300 千円
第 2 項 営業外収益	217, 877 千円	2, 000 千円	219, 877 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1, 123, 300 千円	2, 000 千円	1, 125, 300 千円
第 1 項 営業費用	1, 056, 394 千円	1, 650 千円	1, 058, 044 千円
第 2 項 営業外費用	23, 974 千円	350 千円	24, 324 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（ 1 ） 職員給与費	47, 832 千円	1, 600 千円	49, 432 千円

（他会計からの補助金の補正）

第 4 条 予算第 9 条中「6 7, 2 5 1 千円」を「6 8, 8 5 1 千円」に改める。

令和 6 年 1 2 月 4 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

議第 8 3 号

令和 6 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度瑞浪市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 6 年度瑞浪市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 下水道事業収益	1, 246, 800 千円	3, 200 千円	1, 250, 000 千円
第 2 項 営業外収益	701, 443 千円	3, 200 千円	704, 643 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	1, 235, 100 千円	3, 200 千円	1, 238, 300 千円
第 1 項 営業費用	1, 159, 270 千円	3, 100 千円	1, 162, 370 千円
第 2 項 営業外費用	73, 665 千円	100 千円	73, 765 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条中資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	467, 500 千円	200 千円	467, 700 千円
第 3 項 出資金	197, 180 千円	200 千円	197, 380 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	778, 300 千円	200 千円	778, 500 千円
第 1 項 建設改良費	309, 705 千円	200 千円	309, 905 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（ 1 ） 職員給与費	118, 679 千円	3, 400 千円	122, 079 千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第10条中「43, 453千円」を「46, 203千円」に改める。

令和6年12月4日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

